

第二十七章 参議院公報

五〇五 参議院公報は、会期中閉会中を問わず、必要に応じ発行する

参議院公報は、会期中であると閉会中であることを問わず、必要に応じこれを発行し、召集日の前日発行する召集日に関する公報を第一号とし、次の国会召集まで会期中、閉会中を通じ順次号数を付する。

五〇六 参議院公報には、議事日程、委員会の開会その他諸般の事項を掲載し、これを各議員及び国務大臣等に配付する

議事日程、委員会の開会その他諸般の事項は、参議院公報に掲載し、これを各議員、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び政府特別補佐人に配付する。

参議院公報に掲載する事項は、次のとおりである。

詔書、衆議院の解散、召集、参議院緊急集会、開会式、議事日程、会議、議事協議会、両院協議会、

常任委員長懇談会、委員会及び調査会（委員打合会、小委員会、分科会、公聴会、理事会、連合審査会及び連合理事会を含む）、合同審査会、憲法審査会、情報監視審査会、政治倫理審査会、議員、役員、委員、議員、議席、控室、委員会議室、会期、内閣総理大臣の指名、議案、規程、質問、議事経過、両院協議会経過、常任委員長懇談会経過、委員会及び調査会経過、合同審査会経過、憲法審査会経過、情報監視審査会経過、政治倫理審査会経過、委員派遣要求承認、公聴会開会要求承認、参議院改革協議会、請願、意見書、公告、会派、国際関係、海外渡航、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、配付、議員会館、事務局、法制局、国立国会図書館、広告等

参照 一四号、一〇六号、一七五号、二二三号―二二五号、二三四号、四二二号